

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月17日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 15 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)伝熱管の渦流探傷検査において、8本に判定値外れが認められたため、当該伝熱管を交換。	D	
2	1号機	換気空調系サービス建屋冷凍機出入口弁点検において、弁体にひびが認められたため、対応検討。	D	
3	1号機	給水加熱器ドレンポンプ(C)点検時、点検口の閉止フランジに腐食が認められたため、当該閉止フランジを交換。	D	
4	1号機	起動領域モニタ(D)の動作試験時、計数率高のトリップバイパススイッチを「使用」の状態、同モニタの動作スイッチを「待機」にしたことにより、A系、B系原子炉手動スクラムの警報を発生させたため、対応検討。	C	
5	1号機	燃料取替エリア排気放射線モニタ(Ch. D)及び換気系排気筒入口放射線モニタ(Ch. A)点検において、電圧チェック端子カバーに破損が認められたため、対応検討。(機能に問題なし)	D	
6	1号機	原子炉冷却材浄化系原子炉圧力容器ドレン弁点検において、フレキシブル電線管の被覆に傷が認められたため、当該部を補修。	D	
7	1号機	制御棒水圧制御ユニットアキュムレータレベル計点検において、接点の動作不良(動作しない)が2台認められたため、当該レベル計を調整・清掃。	D	
8	2号機	プロセス計算機において、高速データサーバの自動切替(1系 2系)が発生したため、原因を調査。	D	
9	4号機	計装用空気圧縮機(B)点検時、No.3気筒シリンダー消音器締付けボルト・ナット1本に摩耗が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	D	
10	4号機	計装用空気圧縮機(B)点検時、No.1～3気筒のシリンダー取付用ボルト36本中9本に長さの短いボルトが取付けられていたため、対応検討。(機能上問題なし)	D	
11	4号機	計装用空気圧縮機(B)点検時、No.1気筒のシリンダー上部蓋冷却水側取付用ボルト2本に腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	D	
12	1,2号廃棄物処理設備	高電導度廃液系濃縮器(A)缶底液サンプル採取時、サンプル元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	1,2号廃棄物 処理設備	低電導度廃液系脱塩塔(A)出口サンプル採取時、サンプル採取弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検。	D	
14	3,4号廃棄物 処理設備	補助継電器盤において、盤内冷却ファン(4台)が停止していることが認められたため、当該ファンを交換。	D	
15	その他	「構内業務登録・発電所立入許可」「放射線業務従事者登録」「管理区域立入許可」申請書において、入所時教育の受講年月日に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353